

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律の概要

平成23年11月
総務省自治行政局

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、以下の課題に対応する措置を定める。

- ① 市町村の区域外に避難している住民（避難住民）に対する適切な行政サービスの提供
- ② 住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持

1 避難住民に係る事務処理の特例

指定市町村・指定都道府県は、法律又は政令により処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、以下の手順を経て、避難先団体が処理することとすることができることとする。

- ※ 指定市町村…東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に関して設定された警戒区域等を含む市町村で、あらかじめ関係都道府県の意見を聴いて（都道府県は関係市町村の意見を聴いて）総務大臣が指定した市町村
- 指定都道府県…指定市町村の区域を包括する都道府県

①市町村の指定（総務大臣の告示）

- ・ あらかじめ都道府県に意見聴取（都道府県は市町村に意見聴取）

指定市町村（平成23年9月16日告示）
いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村

②指定市町村・都道府県が自ら処理することが困難な事務を総務大臣に届出

③総務大臣による避難先団体が処理する事務の告示

- ・ あわせて、国の関係行政機関の長に対して通知

④避難先団体に避難住民の情報を通知

- ・ 指定市町村の告示後、避難住民が氏名、生年月日、性別、住所、避難場所を指定市町村に届出（告示日前に届出に相当する行為をした避難住民は届出義務なし）
- ・ 届出のあった避難住民に関する情報を、指定市町村・指定都道府県から避難先団体に通知（指定都道府県・避難先の都道府県を經由）
- ・ 告示された事務のうち、特定の避難先団体においては処理することを要しないものについては、当該団体に対しその旨通知

⑤避難先団体が事務処理を実施

- ・ 事務処理に要する経費は、原則として、避難先団体が負担
- ・ 国は必要な財政上の措置を講ずる

※ 現行の地方自治法では、他の地方自治体に自らの住民に関する事務を処理してもらうためには、個々に協議して事務の委託をすることが必要。

2 住所移転者に係る措置

- (1) 指定市町村・指定都道府県は、住所移転者（指定市町村以外の市町村に転出した者）のうち申出をしたものに対し、以下の措置を講ずることとする。
- ① 指定市町村・指定都道府県に関する情報を提供する。
 - ② 指定市町村の区域への訪問の事業その他指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努める。
 - ③ その他指定市町村・指定都道府県と申出をした住所移転者との関係の維持に資する施策を講ずるよう努める。
- (2) 国は、指定市町村・指定都道府県が(1)の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとする。
- (3) (1)の施策について意見を聴くため、指定市町村は、条例で定めるところにより、申出をした住所移転者から選任した者で構成される住所移転者協議会を置くことができることとする。

3 東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関する措置

国は、この法律に定めるもののほか、東日本大震災の影響により市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

4 公布・施行日

平成23年8月12日

特例事務の概要

【医療・福祉関係】 8 法律 170 事務程度

- ・ 要介護認定等に関する事務（介護保険法）
- ・ 介護予防等のための地域支援事業に関する事務（介護保険法）
- ・ 養護老人ホーム等への入所措置に関する事務（老人福祉法）
- ・ 保育所入所に関する事務（児童福祉法）
- ・ 予防接種に関する事務（予防接種法）
- ・ 児童扶養手当に関する事務^{※2}（児童扶養手当法）
- ・ 特別児童扶養手当等に関する事務^{※2}（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
- ・ 乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務（母子保健法）
- ・ 障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務（障害者自立支援法）

【教育関係】 2 法律 50 事務程度

- ・ 児童生徒の就学等に関する事務^{※2}（学校教育法、学校保健安全法）
- ・ 義務教育段階の就学援助に関する事務^{※2}（学校教育法、学校保健安全法）

※1 特例事務については、指定市町村・指定県・関係各省との調整の結果、避難元団体での事務処理が困難であるものとして、全ての指定市町村から届け出られた。

※2 指定市町村に加え、指定県からも特例事務として届出られたもの。

※3 事務数は事務の根拠となる法律又は政令の条項数によるもの。

【医療・福祉関係】

○要介護認定等に関する事務（介護保険法）

市町村は、被保険者から要介護認定・要支援認定に係る申請があったときは、その心身の状態や環境について調査を行うとともに、申請者の主治医等の意見を求め、介護認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護認定等を行う。

○介護予防等のための地域支援事業に関する事務（介護保険法）

市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業その他の地域支援事業を行う。

○養護老人ホーム等への入所措置に関する事務（老人福祉法）

市町村は、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものの養護老人ホームへの入所措置や、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、居宅においてこれを受けることが困難なものの特別養護老人ホームへの入所措置等を行う。

○保育所入所に関する事務（児童福祉法）

市町村は、保護者の労働又は疾病等の理由により、監護すべき乳幼児又は児童の保育に欠けるところがある場合、保護者から申込みがあったときは、保育所において保育を行う。また、保育に対する需要の増大等のやむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育など適切な保護を行う。

○予防接種に関する事務（予防接種法）

市町村は、発生および蔓延を予防する必要がある疾病について、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対して予防接種を行う。また、予防接種を受けたものが、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合、それが予防接種によるものと厚生労働大臣が認定したときは、健康被害救済のための給付を行う。

○児童扶養手当に関する事務（児童扶養手当法）

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。この際、福祉事務所を設置しない町村は認定請求の受理等の事務を行う。

○特別児童扶養手当等に関する事務（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

都道府県は、国が精神又は身体に障害を有する児童に対し支給する特別児童扶養手当について、受給資格及び手当の額の認定を行う。この際、市町村は認定請求の受理等の事務を行う。

また、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給する。

○乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務（母子保健法）

市町村は、妊産婦や乳幼児の保護者等に対して、妊娠・出産又は育児に関し必要な保健指導を行う。また、妊産婦や乳幼児に対して健康診査を行う。

○障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務（障害者自立支援法）

市町村は、障害者又は障害児の保護者から介護給付費等の支給決定に係る申請があったときは、その心身の状態や環境について調査を行うとともに、申請者の主治医等の意見を求め、審査会の審査判定結果に基づく障害程度区分の認定を経て、支給決定を行う。

【教育関係】

○児童生徒の就学等に関する事務（学校教育法、学校保健安全法）

市町村は、区域内にある学齢児童生徒を就学させるために必要な小学校及び中学校を、都道府県は、視覚障害者等を就学させるために必要な特別支援学校を設置する。

また、市町村及び都道府県は、学齢児童又は学齢生徒について学齢簿の編製、入学期日等の通知、学校の指定、就学時の健康診断、区域外就学等の就学に関する事務を行う。

○義務教育段階の就学援助に関する事務（学校教育法、学校保健安全法）

市町村は、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して必要な援助を行う。

また、市町村及び都道府県は、経済的に困窮している児童又は生徒が感染症等の政令で定める疾病にかかり、学校において治療の指示を受けたときは、必要な援助を行う。

(参考)

届出をした指定 県の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）	学校教育法第八十条及び学校教育法施行令第一章の規定により都道府県が処理することとされている事務
	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）	学校保健安全法第二十四条の規定により地方公共団体が処理することとされている事務
	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）	児童扶養手当法第四条、第六条、第八条、第十二条、第十四条から第十六条まで、第二十三条、第二十八条、第二十八条の二第一項、第二十九条及び第三十条の規定により都道府県が処理することとされている事務
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）	一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条及び第十七条、第十九条、第二十二條及び第二十四条（第二十六条の五において準用する場合を含む。）並びに第二十六条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条（第二十六条の五において準用する場合を含む。）において準用する児童扶養手当法第八条及び第二十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務 三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条から第三十七条までの規定により行政庁が処理することとされている事務

届出をした指定 市の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 いわき市 田村市 南相馬市	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）	学校教育法第十八条、第十九条及び第三十八条（第四十九条において準用する場合を含む。）並びに学校教育法施行令第一章の規定により市町村が処理することとされている事務
	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）	児童福祉法第二十四条及び第五十六条の規定により市町村が処理することとされている事務
	予防接種法（昭和二十三年法律	予防接種法第三条、第七条、第七条の二、第三章

第六十八号) 及び予防接種法施行令 (昭和三十二年政令第九十七号)	及び第二十四条並びに予防接種法施行令第四条から第七条まで及び第十六条 (第二十三条において準用する場合を含む。) の規定により市町村が処理することとされている事務
学校保健安全法 (昭和三十二年法律第五十六号) 及び学校保健安全法施行令 (昭和三十二年政令第七十四号)	一 学校保健安全法第十一条及び第十二条並びに学校保健安全法施行令第三条及び第四条の規定により市町村が処理することとされている事務 二 学校保健安全法第二十四条の規定により地方公共団体が処理することとされている事務
児童扶養手当法 (昭和三十六年法律第二百三十八号)	児童扶養手当法第四条、第六条、第八条、第十二条、第十四条から第十六条まで、第二十三条、第二十八条、第二十八条の二第一項、第二十九条及び第三十条の規定により市が処理することとされている事務
老人福祉法 (昭和三十八年法律第三百三十三号)	老人福祉法第五条の四第一項 (第十一条に係る部分に限る。)、第十一条、第十二条、第二十七条及び第二十八条の規定により市町村が処理することとされている事務
特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和三十九年法律第三百三十四号) 及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (昭和三十九年政令第二百七号)	一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条並びに第十九条、第二十二條及び第二十四条 (第二十六条の五において準用する場合を含む。) 並びに第二十六条の二の規定により市が処理することとされている事務 二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条 (第二十六条の五において準用する場合を含む。) において準用する児童扶養手当法第八条及び第二十三条の規定により市が処理することとされている事務 三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条から第三十七条までの規定により行政庁が処理することとされている事務 四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第十三条の規定により市町村が処理することとされている事務
母子保健法 (昭和三十九年法律第四百四十一号)	母子保健法第八条の二、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十七条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務
介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号)	介護保険法第十四条、第十五条、第十九条、第四章第二節、第一百五十五条の四十四第一項及び第四項、第一百五十五条の四十五並びに第一百五十五条の四十六の

		規定により市町村が処理することとされている事務
	障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）	障害者自立支援法第十五条、第十六条及び第二章第二節第二款並びに障害者自立支援法施行令第二章第二節第二款の規定により市町村が処理することとされている事務

届出をした指定町村の名称	届出に係る事務の範囲	
福島県	法律又は政令	事務
川俣町 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯舘村	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）	学校教育法第十八条、第十九条及び第三十八条（第四十九条において準用する場合を含む。）並びに学校教育法施行令第一章の規定により市町村が処理することとされている事務
	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）	児童福祉法第二十四条及び第五十六条の規定により市町村が処理することとされている事務
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）	予防接種法第三条、第七条、第七条の二、第三章及び第二十四条並びに予防接種法施行令第四条から第七条まで及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務
	学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）及び学校保健安全法施行令（昭和三十二年政令第七十四号）	一 学校保健安全法第十一条及び第十二条並びに学校保健安全法施行令第三条及び第四条の規定により市町村が処理することとされている事務 二 学校保健安全法第二十四条の規定により地方公共団体が処理することとされている事務
	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）	老人福祉法第五条の四第一項（第十一条に係る部分に限る。）、第十一条、第十二条、第二十七条及び第二十八条の規定により市町村が処理することとされている事務
	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）	母子保健法第八条の二、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十七条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務
	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）	介護保険法第十四条、第十五条、第十九条、第四章第二節、第百十五条の四十四第一項及び第四項、第百十五条の四十五並びに第百十五条の四十六の規定により市町村が処理することとされている事務
	障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）及び障害者	障害者自立支援法第十五条、第十六条及び第二章第二節第二款並びに障害者自立支援法施行令第二

自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）	章第二節第二款の規定により市町村が処理することとされている事務
児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）	児童扶養手当法施行令第十条の規定により福祉事務所を設置しない町村が処理することとされている事務
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第十三条の規定により市町村が処理することとされている事務